

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 字区域の変更(日野市)……(総務局行政部市町村課)……一
- 都市計画の変更(十七件)……(都市計画局都市づくり政策部土地利用計画課)……二
- 都市基盤部施設計画課・交通企画課・街路計画課……五
- 都市計画の決定(二件)……(都市計画局都市づくり政策部土地利用計画課)……一〇
- 市街地再開発事業の認可……(都市計画局都市防災部再開発課)……二〇
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)……(都市計画局都市防災部区画整理課)……二二
- 漁船損害等補償法による付保護義務の発生……(産業労働局農林水産部水産課)……二二
- 都営住宅の使用料等の変更(二件)……(住宅局住宅経営部管理課)……二二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……(同)……二三
- 東京都特定公共賃貸住宅の名称、位置、使用料等……(同)……二四
- 都道の区域変更(二件)……(建設局道路管理部路政課)……二五
- 都道の供用開始……(同)……二九
- 東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程の一部規程(下水)……

を改正する規程……二九

公 告

雑 報

- 当せん金付証券の発売委託(六件)……(財務局主計部公債課)……一九
- 都市計画の図書の縦覧(二件)……(都市計画局総務部都市計画課)……二〇
- 土地区画整理事業の換地処分……(都市計画局都市防災部区画整理課)……二三
- 公募抽せんによる土地の売払い……(水道局)……三三
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……(下水道局)……三三
- 当せん金付証券の発売委託(四件)……(全国自治宝くじ事務協議会)……三三

告 示

●東京都告示第六十八号
 日野市長から、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、次のとおり字区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の処分は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九号)第九号)第二百条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成十五年一月三十一日
 東京都知事 石 原 慎太郎
 (土地の表示は、平成十四年十一月十五日現在による。)

東京都公共下 追加する部分

品川区勝島一丁目及び東大井一丁目各
地内

削除する部分

品川区勝島一丁目及び東大井一丁目各
地内

関係図書縦覧 東京都都市計画局総務部都市計画課(都
場所 庁第二本庁舎二十一階南側)

◎東京都告示第八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東
京都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条
第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により
告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成十五年一月三十一日

東京都知事 石 原 慎太郎

都市計画を定める土地の区域

都市計画の種類
東京都市計画都
市高速鉄道

第九号線

削除する部分

世田谷区代田二丁目、代田五丁目、北
沢二丁目及び北沢三丁目各
地内

追加する部分

世田谷区代田二丁目、代田三丁目、代
田四丁目、代田五丁目、北沢二丁目、
北沢三丁目、渋谷区大山町及び上原三
丁目各
地内

変更する部分

世田谷区代田二丁目、代田三丁目、代
田五丁目、北沢二丁目、北沢三丁目、
渋谷区大山町及び上原三丁目各
地内

関係図書縦覧 東京都都市計画局総務部都市計画課(都
場所 庁第二本庁舎二十一階南側)

◎東京都告示第八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東
京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項に
おいて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成十五年一月三十一日

東京都知事 石 原 慎太郎

都市計画を定める土地の区域

都市計画の種類
東京都市計画道
路

幹線街路補助
線街路第二十
六号線

追加する部分

世田谷区北沢二丁目、北沢三丁目、北
谷区上原三丁目及び大山町各
地内

変更する部分

品川区東大井一丁目、東大井四丁目、
東大井五丁目、東品川四丁目、南品川
三丁目、南品川五丁目、二葉一丁目、
西品川一丁目、二葉一丁目、大井一丁目、
目、豊町三丁目、戸越三丁目、戸越四
丁目、戸越五丁目、戸越三丁目、戸越四
丁目、戸越五丁目、中延一丁目、中延二
丁目、中延三丁目、中延四丁目、中延五
丁目、中延六丁目、中延七丁目、中延八
丁目、中延九丁目、中延十丁目、中延十
一丁目、中延十二丁目、中延十三丁目、
中延十四丁目、中延十五丁目、中延十六
丁目、中延十七丁目、中延十八丁目、中
延十九丁目、中延二十丁目、中延二十一
丁目、中延二十二丁目、中延二十三丁目、
中延二十四丁目、中延二十五丁目、中延
二十六丁目、中延二十七丁目、中延二十
八丁目、中延二十九丁目、中延三十丁目、
中延三十一丁目、中延三十二丁目、中延
三十三丁目、中延三十四丁目、中延三十
五丁目、中延三十六丁目、中延三十七丁
目、中延三十八丁目、中延三十九丁目、
中延四十丁目、中延四十一丁目、中延四
十二丁目、中延四十三丁目、中延四十四
丁目、中延四十五丁目、中延四十六丁目、
中延四十七丁目、中延四十八丁目、中延
四十九丁目、中延五十丁目、中延五十一
丁目、中延五十二丁目、中延五十三丁目、
中延五十四丁目、中延五十五丁目、中延
五十六丁目、中延五十七丁目、中延五十
八丁目、中延五十九丁目、中延六十丁目、
中延六十一丁目、中延六十二丁目、中延
六十三丁目、中延六十四丁目、中延六十
五丁目、中延六十六丁目、中延六十七丁
目、中延六十八丁目、中延六十九丁目、
中延七十丁目、中延七十一丁目、中延七
十二丁目、中延七十三丁目、中延七十四
丁目、中延七十五丁目、中延七十六丁目、
中延七十七丁目、中延七十八丁目、中延
七十九丁目、中延八十丁目、中延八十一
丁目、中延八十二丁目、中延八十三丁目、
中延八十四丁目、中延八十五丁目、中延
八十六丁目、中延八十七丁目、中延八十
八丁目、中延八十九丁目、中延九十丁目、
中延九十一丁目、中延九十二丁目、中延
九十三丁目、中延九十四丁目、中延九十
五丁目、中延九十六丁目、中延九十七丁
目、中延九十八丁目、中延九十九丁目、
中延百丁目、中延百一丁目、中延百二丁
目、中延百三丁目、中延百四丁目、中延
百五丁目、中延百六丁目、中延百七丁目、
中延百八丁目、中延百九丁目、中延百十
丁目、中延百一十一丁目、中延百一十二
丁目、中延百一十三丁目、中延百一十四
丁目、中延百一十五丁目、中延百一十六
丁目、中延百一十七丁目、中延百一十八
丁目、中延百一十九丁目、中延百二十丁
目、中延百二十一丁目、中延百二十二丁
目、中延百二十三丁目、中延百二十四丁
目、中延百二十五丁目、中延百二十六丁
目、中延百二十七丁目、中延百二十八丁
目、中延百二十九丁目、中延百三十丁目、
中延百三十一丁目、中延百三十二丁目、
中延百三十三丁目、中延百三十四丁目、
中延百三十五丁目、中延百三十六丁目、
中延百三十七丁目、中延百三十八丁目、
中延百三十九丁目、中延百四十丁目、中
延百四十一丁目、中延百四十二丁目、中
延百四十三丁目、中延百四十四丁目、中
延百四十五丁目、中延百四十六丁目、中
延百四十七丁目、中延百四十八丁目、中
延百四十九丁目、中延百五十丁目、中延
百五十一丁目、中延百五十二丁目、中延
百五十三丁目、中延百五十四丁目、中延
百五十五丁目、中延百五十六丁目、中延
百五十七丁目、中延百五十八丁目、中延
百五十九丁目、中延百六十丁目、中延百
六十一丁目、中延百六十二丁目、中延百
六十三丁目、中延百六十四丁目、中延百
六十五丁目、中延百六十六丁目、中延百
六十七丁目、中延百六十八丁目、中延百
六十九丁目、中延百七十丁目、中延百七
十一丁目、中延百七十二丁目、中延百七
十三丁目、中延百七十四丁目、中延百七
十五丁目、中延百七十六丁目、中延百七
十七丁目、中延百七十八丁目、中延百七
十九丁目、中延百八十丁目、中延百八十
一丁目、中延百八十二丁目、中延百八十
三丁目、中延百八十四丁目、中延百八十
五丁目、中延百八十六丁目、中延百八十
七丁目、中延百八十八丁目、中延百八十
九丁目、中延百九十丁目、中延百九十一
丁目、中延百九十二丁目、中延百九十三
丁目、中延百九十四丁目、中延百九十五
丁目、中延百九十六丁目、中延百九十七
丁目、中延百九十八丁目、中延百九十九
丁目、中延百一十丁

幹線街路補助
線街路第五十
四号線

追加する部分

世田谷区北沢二丁目地内

変更する部分

渋谷区富ヶ谷二丁目、上原二丁目、上
原三丁目、目黒区駒場三丁目、駒場四
丁目、世田谷区北沢一丁目、北沢二丁
目、代田四丁目、代田五丁目、北沢二
丁目、赤堤四丁目、赤堤五丁目、赤堤三
丁目、赤堤六丁目、赤堤七丁目、赤堤八
丁目、赤堤九丁目、赤堤十丁目、赤堤十
一丁目、赤堤十二丁目、赤堤十三丁目、
赤堤十四丁目、赤堤十五丁目、赤堤十六
丁目、赤堤十七丁目、赤堤十八丁目、赤
堤十九丁目、赤堤二十丁目、赤堤二十一
丁目、赤堤二十二丁目、赤堤二十三丁目、
赤堤二十四丁目、赤堤二十五丁目、赤堤
二十六丁目、赤堤二十七丁目、赤堤二十
八丁目、赤堤二十九丁目、赤堤三十丁目、
赤堤三十一丁目、赤堤三十二丁目、赤堤
三十三丁目、赤堤三十四丁目、赤堤三十
五丁目、赤堤三十六丁目、赤堤三十七丁
目、赤堤三十八丁目、赤堤三十九丁目、
赤堤四十丁目、赤堤四十一丁目、赤堤四
十二丁目、赤堤四十三丁目、赤堤四十四
丁目、赤堤四十五丁目、赤堤四十六丁目、
赤堤四十七丁目、赤堤四十八丁目、赤堤
四十九丁目、赤堤五十丁目、赤堤五十一
丁目、赤堤五十二丁目、赤堤五十三丁目、
赤堤五十四丁目、赤堤五十五丁目、赤堤
五十六丁目、赤堤五十七丁目、赤堤五十
八丁目、赤堤五十九丁目、赤堤六十丁目、
赤堤六十一丁目、赤堤六十二丁目、赤堤
六十三丁目、赤堤六十四丁目、赤堤六十
五丁目、赤堤六十六丁目、赤堤六十七丁
目、赤堤六十八丁目、赤堤六十九丁目、
赤堤七十丁目、赤堤七十一丁目、赤堤七
十二丁目、赤堤七十三丁目、赤堤七十四
丁目、赤堤七十五丁目、赤堤七十六丁目、
赤堤七十七丁目、赤堤七十八丁目、赤堤
七十九丁目、赤堤八十丁目、赤堤八十一
丁目、赤堤八十二丁目、赤堤八十三丁目、
赤堤八十四丁目、赤堤八十五丁目、赤堤
八十六丁目、赤堤八十七丁目、赤堤八十
八丁目、赤堤八十九丁目、赤堤九十丁目、
赤堤九十一丁目、赤堤九十二丁目、赤堤
九十三丁目、赤堤九十四丁目、赤堤九十
五丁目、赤堤九十六丁目、赤堤九十七丁
目、赤堤九十八丁目、赤堤九十九丁目、
赤堤百丁

◎東京都告示第八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十九条第一項
の規定により東京都市計画地区計画を決定したので、同法

関係図書縦覧 東京都都市計画局総務部都市計画課(都
場所 庁第二本庁舎二十一階南側)